

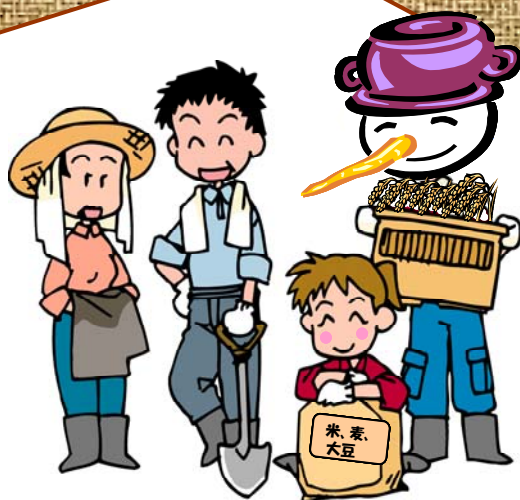
水田経営所得安定対策

(品目横断的経営安定対策から名称変更)

詳しく知りたい方へ!

の概要

都府県の皆様用



Ver.2.1

このパンフレットは、随時更新します。(平成22年4月1日現在。22年産の「作付拡大条件不利補正交付金」(P14)、「固定払の辞退」(P15)、「収入減少補てん」(P16)等について更新しました。)最新の内容については、農林水産省ホームページ/担い手と集落営農(<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/>)を御確認下さい。

はじめに

農林水産省では、我が国の土地利用型農業の体質を強化し、食料の安定供給、地域農業の維持・発展を図るため、平成19年4月から水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）を導入しました。

また、対策導入後に生産現場の皆さんからいただいた意見を踏まえ、地域の実態により即したものとなるよう見直し・改善を行いました。

ここでは、本対策の内容について詳しく説明していきます。

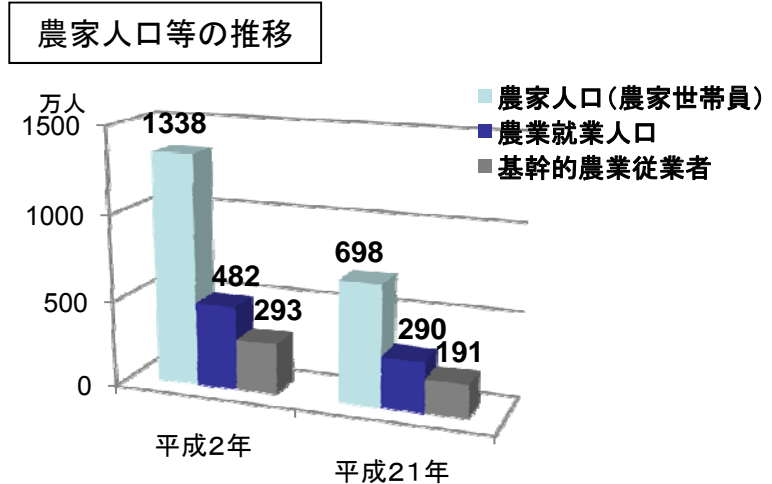
～ 目 次 ～

	頁
1. 我が国の農業の現状	1
2. 対策の内容	3
3. 支援対象者	4
(1) 認定農業者になるには	4
(2) こんな集落営農が対象になります	5
4. 経営規模要件	6
(1) 市町村特認の内容	7
(2) 特例・特認の活用フロー	8
5. 具体的な支援の内容	9
(1) 生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）	9
① 過去の生産実績に基づく交付金（固定払）	10
② 毎年の生産量・品質に基づく交付金（成績払）	11
③ 生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）のモデル試算例	12
④ 過去の生産実績の移動	13
⑤ 過去の生産実績がない場合に対する支援	14
⑥ 過去の生産実績に基づく交付金（固定払）の辞退	15
(2) 収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）	16
○ 収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）のモデル試算例	17
6. 対策の加入手続等	19
7. 農業経営基盤強化準備金制度	21
○ 「水田・畑作経営相談窓口」一覧	22

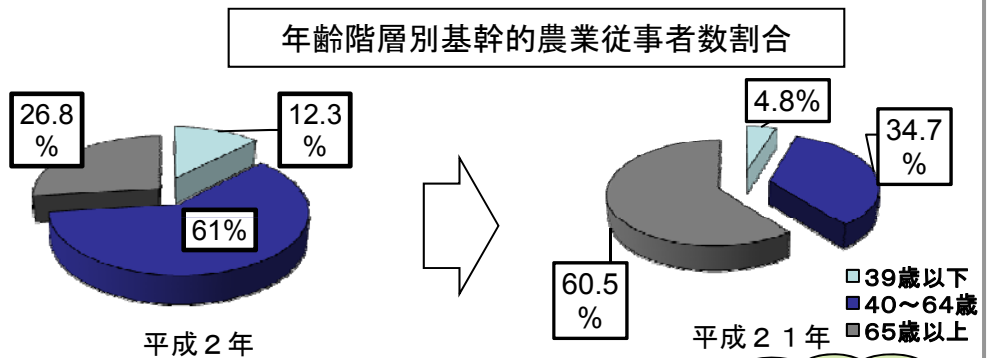
1. 我が国の農業の現状

○ 我が国の農業の現状は、農業者の数が急速に減り、農村では都会以上のスピードで高齢化が進んでいます。また、耕作放棄地も増え、農業所得は大きく減少しています。

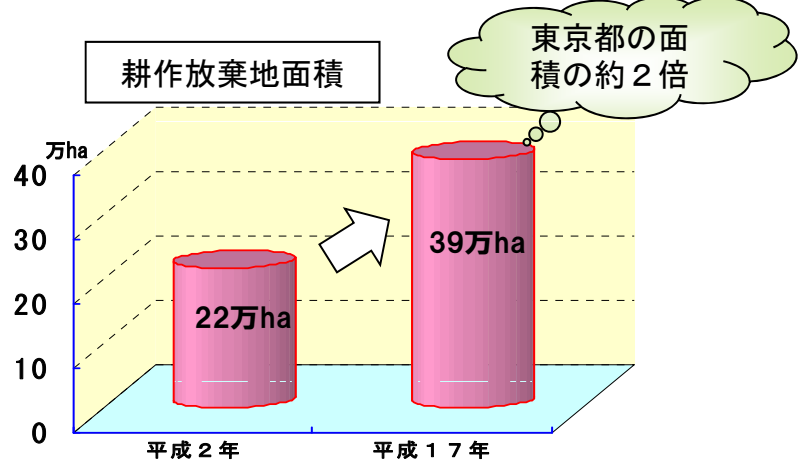
農家人口が減少しています！



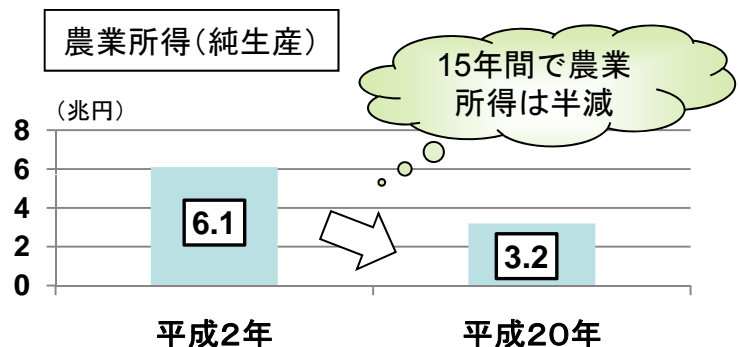
高齢化が進行しています！



耕作放棄地が増えています！

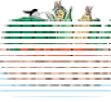



農業所得が減少しています！



- 特に、米を中心とした水田農業など、土地利用型の農業については、依然、生産構造がぜい弱なままの状況であり、体質強化を図ることが重要な課題となっています。

部門別の規模拡大の進展状況

	昭和35年	平成17年	17年／35年	各部門別産出額に占める 主業農家の割合
水 稲 	0.55ha	0.96ha	1.7倍	38%
野 菜 	0.09ha	0.53ha	6.2倍	82%
果 樹 	0.2ha	0.61ha	3.0倍	67%
乳用牛 	2.0頭	60頭	30倍	95%
養 豚 	2.4頭	約1,100頭	約450倍	92%
採卵鶏 	27羽	約33,500羽	約1,200倍	90%

注：養豚の17年は16年の値。
採卵鶏の35年は40年、17年は16年の値。
主業農家とは、農家所得の50%以上が農業所得で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家

強い土地利用型農業をつくるための「水田・畑作経営所得安定対策」

- **本対策は、**
- ① 将来にわたって安定的な農業経営を展開できるよう、その対象者について、他産業並みの所得を目指す観点から一定の経営規模要件を設け、この**経営規模要件をクリアする努力をテコに、土地利用型農業の体質を強化すること（※）**
 - ② 経営の安定化により、**経営者が創意工夫を活かした経営を展開し、消費者等のニーズに応えた生産が行われ、食料の安定供給が図られること**
 - ③ WTOルールの下でも安定的な支援を行えるようにすることを目的としています。

※ **小規模・高齢農家**の中で、事情により経営規模要件を直ちにクリアすることが困難な場合でも、**集落営農を組織し、参加すれば、対策の対象となる途も用意しています。**

2. 対策の内容

○ 支援対象者

支援の対象となる担い手は、「認定農業者」又は「集落営農組織」で**一定の経営規模**（面積又は所得）を有することが要件です。なお、経営規模の要件については、**地域の実態に即した様々な特例・特認も準備**（P6参照）されています。

認定農業者



集落営農組織



〔5つの取組を行う集落営農が対象〕

農用地の利用集積目標の設定

規約の作成

共同販売経理

法人化計画の作成

主たる従事者の所得目標の設定

○ 支援の内容

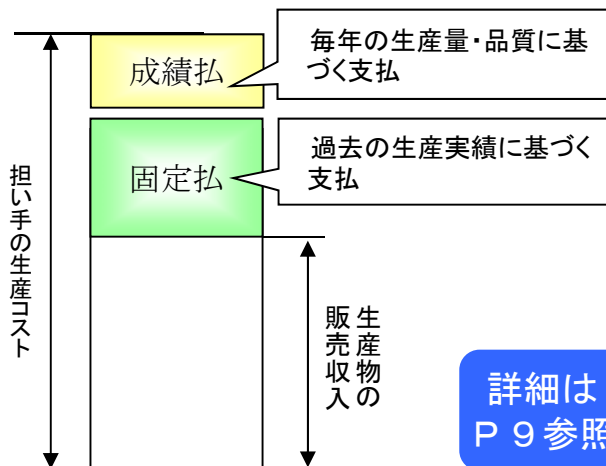
生産条件不利補正対策

（麦・大豆直接支払）

- 生産コストのうち、販売収入では賄えない部分を補てんします。
- 豊作・不作に関わらず毎年一定額が支払われる「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」と「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」の2つの支払があります。

〔※ 固定払は、平成16年から18年の3カ年に生産実績がある方が対象になります。〕

【対象品目は2品目】 麦、大豆

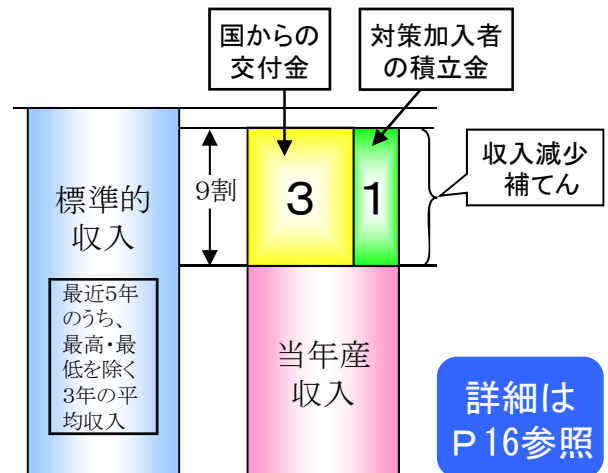


収入減少影響緩和対策

（収入減少補てん）

- 当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割を補てんします。
- 対策加入者にもあらかじめ一定額の積立金を拠出（20%の収入減少に備えた額が上限。）していただく必要があります。

【対象品目は3品目】 米、麦、大豆



3. 支援対象者

(1) 認定農業者になるには

- 認定農業者になるには、5年後の自らの経営目標やその達成のための取組内容を表した「**農業経営改善計画**」を作成して、**市町村に計画の認定を申請**する必要があります。
市町村は、計画の内容が認定基準を満たすかどうか審査の上、認定します。

～ 認定までの流れ ～

農業経営改善計画の書き方、経営内容の分析など、市町村、農協、普及センター、担い手協議会等がサポートします！



経営改善を図ろうとする方

自ら経営改善に取り組むやる気のある人であれば、性別や年齢等を問わず、どなたでも認定を受けることができます。

農業経営改善計画の作成

5年後の目標とその達成のための取組内容を記載します。

認定基準

市町村基本構想に適しているか

農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか

達成できる計画か

市町村へ申請

認定

認定農業者

各種支援

ミニQ&A

「認定農業者に年齢制限はあるの？」

→ 国として**一律の年齢制限は設けていません**。市町村において年齢制限を設け、画一的な運用を行っている場合には、これを**廃止するか、または弾力的な運用**を行うよう指導しています。

「現在の経営規模が4ha未満でも認定農業者になれるの？」

→ 現在の経営規模が小さくても、経営規模の拡大、新規作物の導入、農産物加工・販売等により、**市町村基本構想で示す目標所得等を目指して**農業経営の**改善を図ろうとする方**であれば、**認定の対象**となります。

(2) こんな集落営農が対象になります

- 地域の農業を担う集落営農は、将来にわたって効率的で安定した農業経営を行うことができるよう、**特定農業団体**となるか、**これと同様の要件（以下の5つ）を備えること**が必要です。

農用地の利用集積目標を定めること

地域の農用地の**2/3以上**を集積(農作業を受託)する**目標(5年後)**を定めます。

〔**地域の生産調整面積の過半**を受託する組織の場合は、**1/2以上**の集積で足りす。〕

※「地域」の範囲は、農用地利用改善事業の区域、すなわち、地縁的なまとまりのある範囲(集落など)で捉えることが原則ですが、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外することができます。

規約を作成すること

代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた**組織の規約**を作成します。

共同販売経理を行うこと

①**集落営農組織の口座**を設けて、②対象品目について**組織名義**で出荷し、③その**販売代金**を組織の口座で受け取ります。

法人化計画を作成すること

法人となる**計画(5年以内)**を作成します。

主たる従事者の所得目標を定めること

組織の主たる従事者について、**農業所得の目標**を定めます。



ミニQ&A

「共同販売経理は、家計まで一緒にしないとダメなの？」

→ 構成員の生活資金や個別の農業経営等の経理を行う**個人の口座**までもまとめる必要はありません。

「予定日までに法人化できなかった場合は？」

→ 法人化に向けて努力してきたものの、予定日までに法人化できなかった場合は、**目標を延期**することができます。

「法人化できなかった場合に、既に受け取った交付金は？」

→ 計画どおりに法人化できないということで、それまで受領した**交付金の返還**を求められるものではありません

「主たる従事者を特定できない場合は？」

→ 集落ぐるみの共同出役型の集落営農組織など、主たる従事者の特定が難しい場合は、**候補者の人数**を定めればよく、また、目標農業所得額は市町村**基本構想**に定められた額を目標とすることもできます。

4. 経営規模要件

- 経営規模の要件は原則、認定農業者4ha（北海道10ha）、集落営農組織20haですが、地域の実態を踏まえ、①物理的特例、②所得特例、③生産調整特例、④市町村特認が措置されています。これにより、熱意をもって営農に取り組む方が対策に参加することが可能です。

以下のいずれかに該当すれば対策に参加することができます。

① 面積要件(物理的特例で緩和)を満たす場合

原則は、認定農業者4ha（北海道10ha）、集落営農組織20haですが、**集落の農地が少ないなど**、物理的制約から規模拡大が困難な地域については、**面積要件が緩和**されています（物理的特例）。

地域ごとに設定	認定農業者	集落営農組織
	都府県：2.6ha～4ha 北海道：6.4ha～10ha	平場：12.8ha～20ha 中山間：10ha～20ha

※ 各地域ごとの基準は、農政事務所等にお問い合わせください。

② 所得特例を満たす場合

有機栽培や複合経営等により**十分な農業所得があれば対象**になります。

〔特例の要件〕

- ・ 対象者（集落営農組織の場合は、主たる従事者）の農業所得が市町村の目標農業所得の過半であること
- ・ 対象品目の収入、所得、面積のいずれかが経営全体の27%以上であること
- ・ 農業経営改善計画等に記載した農産物の加工・販売、その他の所得の額も含めることができます。

③ 生産調整特例を満たす場合（集落営農に限ります。）

地域の**生産調整に取り組む組織**であれば**面積要件は大幅に緩和**されます。

〔特例の要件〕

- ・ 地域の生産調整面積の過半を受託している組織であること

〔基準〕

- ・ 地域ごとの生産調整率により基準が設定されています。（下限：平場7ha、中山間4ha）

※ 各地域ごとの基準は、農政事務所等にお問い合わせ下さい。

④ 市町村特認の対象になる場合

詳しくは次頁参照

※ 経営規模として算入できる面積

- 農地基本台帳上の現況地目が「田」と「畑」の合計です（樹園地、採草放牧地は除く。）。
- 「権原」（所有権、賃借権等）を持っている面積のほか、基幹作業を行う等の条件を満たす「受託面積」も算入できます。

(1) 市町村特認の内容

- 面積要件や特例に該当しない方でも、「地域水田農業ビジョン」に位置付けられている地域の担い手（認定農業者又は集落営農組織）については、市町村の判断で本対策に加入できます。

市町村特認の対象者(ガイドライン)

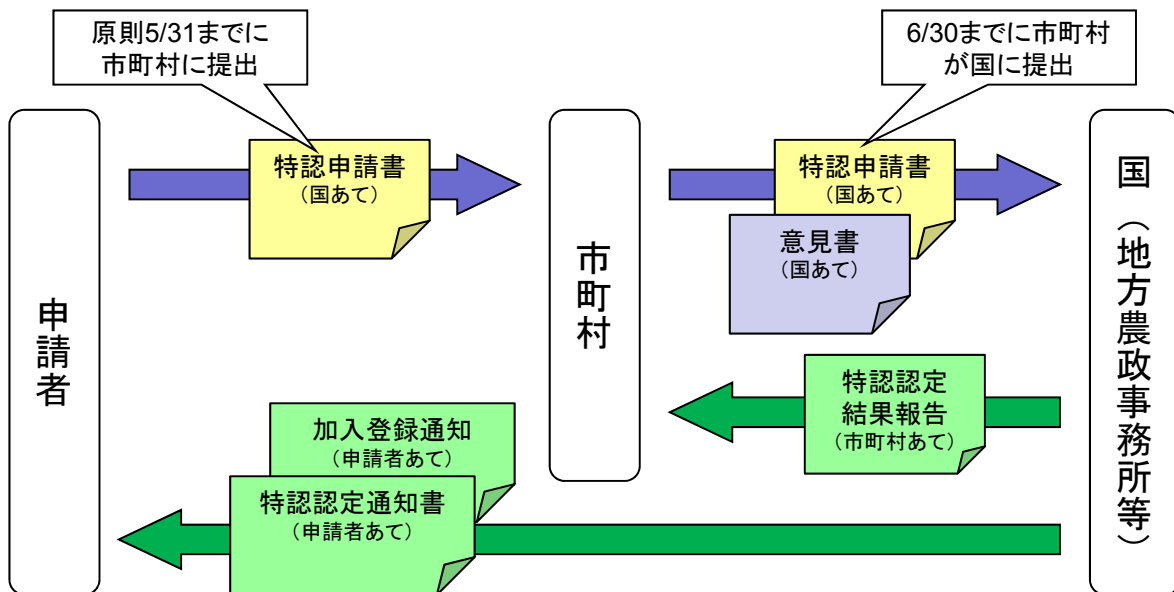
地域水田農業ビジョンの担い手リストに位置付けられた者

- 地域水田農業ビジョンに位置付けられた認定農業者又は集落営農組織
(※ 集落営農組織は、P 5の5つの要件を満たしていることが必要です。)

その他市町村が特に必要と認めた者

- 加入者のうち、災害等により作付けが不可能となり一時的に経営規模や農業所得が減少したため、規模要件を満たすことができなくなった者など

～ 市町村特認の申請・認定事務手続のながれ ～



※ 地域水田農業ビジョンの担い手リストの点検・更新等を行いましょう。

- 将来にわたって地域農業を担っていく者の育成方針等の点検
- 担い手リストの更新（認定農業者、集落営農組織等の経営形態、営農類型、経営面積等の明確化）

(2) 特例・特認の活用フロー

あなたは、認定農業者ですか？
または、集落営農組織の構成員ですか？

YES

NO

規模要件(原則)を満たしていますか？

認定農業者	4 ha
集落営農組織	20 ha

認定農業者又は集落営農組織の構成員になることをご検討下さい。

NO

規模要件の特例を活用することができますか？

■ 所得特例	■ 物理的特例	■ 生産調整特例								
<p>① 農業所得が市町村基本構想の目標農業所得額の1/2を超え、かつ、</p> <p>② 対象農産物の収入、所得、面積のいずれかが経営全体の27%以上</p> <p>※ あなたの地域の目標農業所得額は、 _____万円です。</p>	<p>規模拡大が困難な地域については、実態に即して規模要件が緩和されます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">認定農業者</td> <td style="padding: 2px;">2.6~4 ha</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">集落営農組織</td> <td style="padding: 2px;">平場：12.8~20ha 中山間：10~20ha</td> </tr> </table> <p>※ あなたの地域の物理的特例は、 _____ haです。</p>	認定農業者	2.6~4 ha	集落営農組織	平場：12.8~20ha 中山間：10~20ha	<p>地域の生産調整面積の過半を受託している集落営農組織の場合、地域ごとの生産調整率に応じて規模要件が緩和されます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">下限：平場</td> <td style="padding: 2px;">7ha</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">中山間</td> <td style="padding: 2px;">4ha</td> </tr> </table> <p>※ あなたの地域の生産調整特例は、 _____ haです。</p>	下限：平場	7ha	中山間	4ha
認定農業者	2.6~4 ha									
集落営農組織	平場：12.8~20ha 中山間：10~20ha									
下限：平場	7ha									
中山間	4ha									
※ 各地域の目標農業所得額等は、各地方農政事務所等にお問い合わせください。										

YES

NO

YES

「市町村特認」の活用
「地域水田農業ビジョン」の担い手リストに
位置付けられていますか？

YES

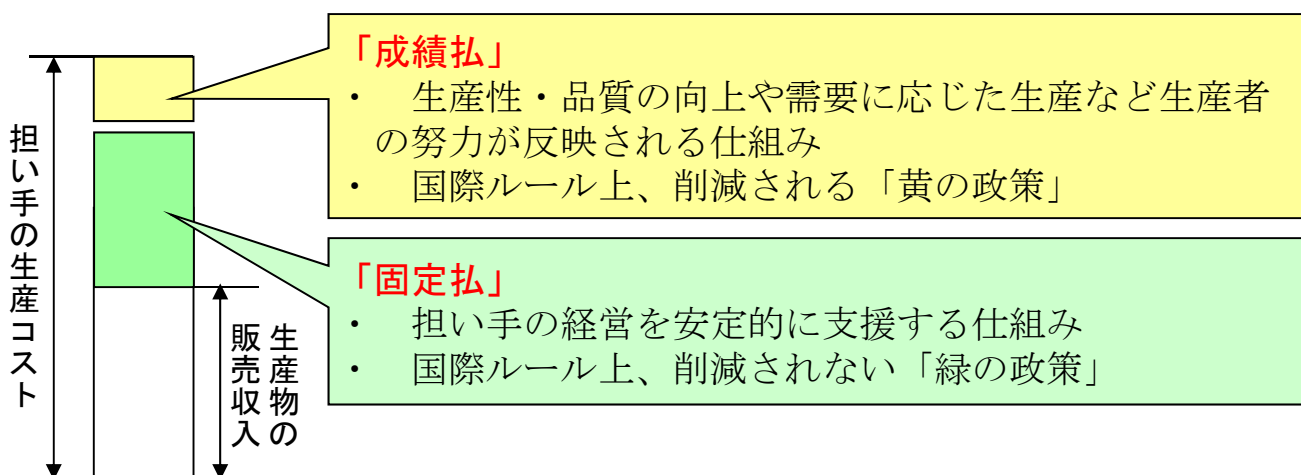
市町村の意見を踏まえ、
国が特認の適用を認定

水田・畑作経営所得安定対策に加入できます

5. 具体的な支援の内容

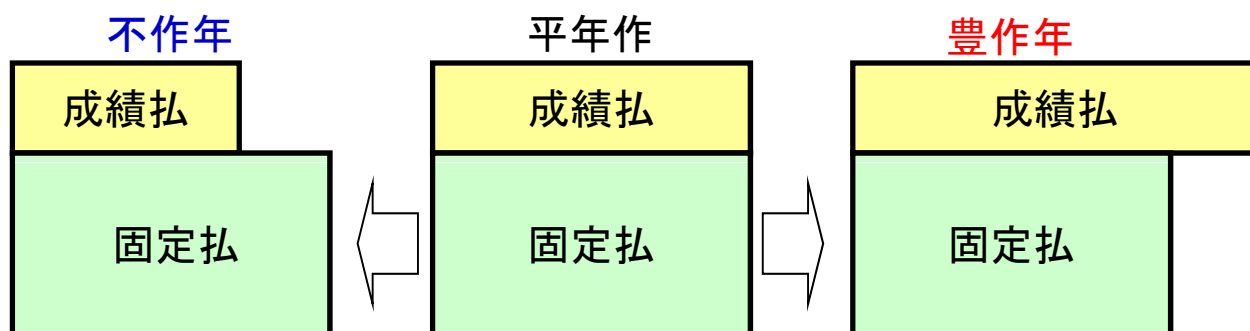
(1) 生産条件不利補正対策（麦・大豆直接支払）

- 担い手の生産コストのうち、生産物の販売収入では賄えない部分（諸外国との生産条件の格差から生じる不利）を
 - ① 過去の一定期間の生産実績に基づく交付金（固定払）
 - ② 毎年の生産量・品質に基づく交付金（成績払）の2つの支払で補てんします。
- 麦、大豆の2品目が対象（ただし、ビール麦、黒大豆、種子用の麦・大豆は支援対象外）です。



支払の特徴(10a当たり)

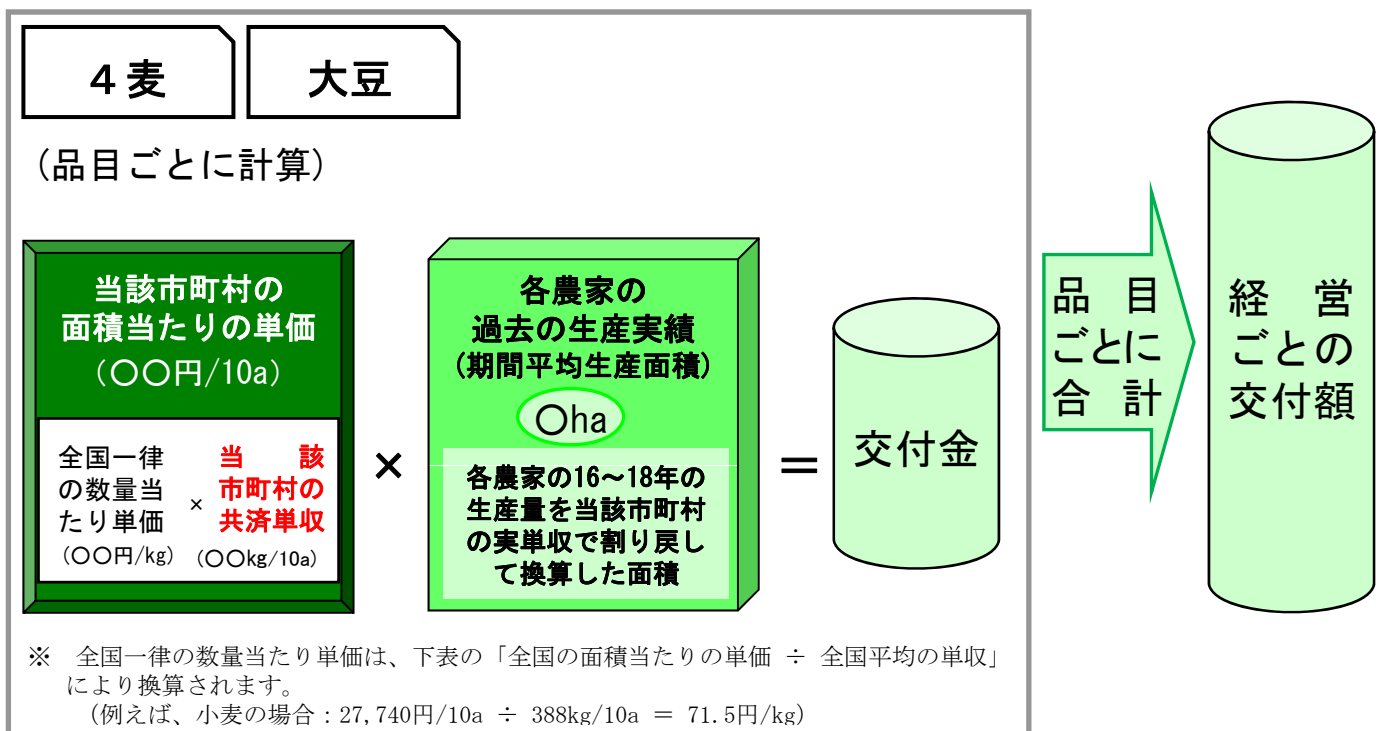
- 固定払は、年々の豊作・不作にかかわらず、対策加入者の過去の一定期間（平成16～18）の生産実績に基づき、毎年一定額が支払われます。不作年でも一定の手取りが確保され、確実に計算できる固定収入があるメリットを活用すれば、経営上の創意工夫が発揮しやすくなります。
- 成績払は、その年の品質や生産量に応じて支払われます。品質や生産量が高ければ、より高い手取りが確保されます。



① 過去の生産実績に基づく交付金（固定払）

○ 固定払については、対象品目ごとに面積当たりの単価と過去の生産実績を掛け合わせ、全品目を合計した額が交付額となります。

- ・ **面積当たりの単価**は、地域の生産力を反映したものとなるよう、**共済単収**を用いて**市町村別に設定**します。
- ・ **過去の生産実績**は、**基準期間（平成16～18年）の生産量**を市町村の実単収で割って**面積に換算**します。



<「面積当たりの単価(全国平均)」と「全国平均の単収水準」>

○ 実際の面積当たりの単価は、市町村ごとに異なります。

単位（単価：円/10a、単収：kg/10a）

	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆
面積当たりの単価	27,740	21,070	18,290	23,750	20,230
全国平均の単収	388	362	322	333	203

※ 各市町村の面積当たりの単価は、各地方農政事務所等で縦覧されているほか、農林水産省ホームページ (http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_antei/law/kokuzi_1108/index.html) でも御覧になれます。

※ 過去の生産実績は、経営規模の拡大等に伴い、農地の出し手から受け手に移動することができます。（P13参照）

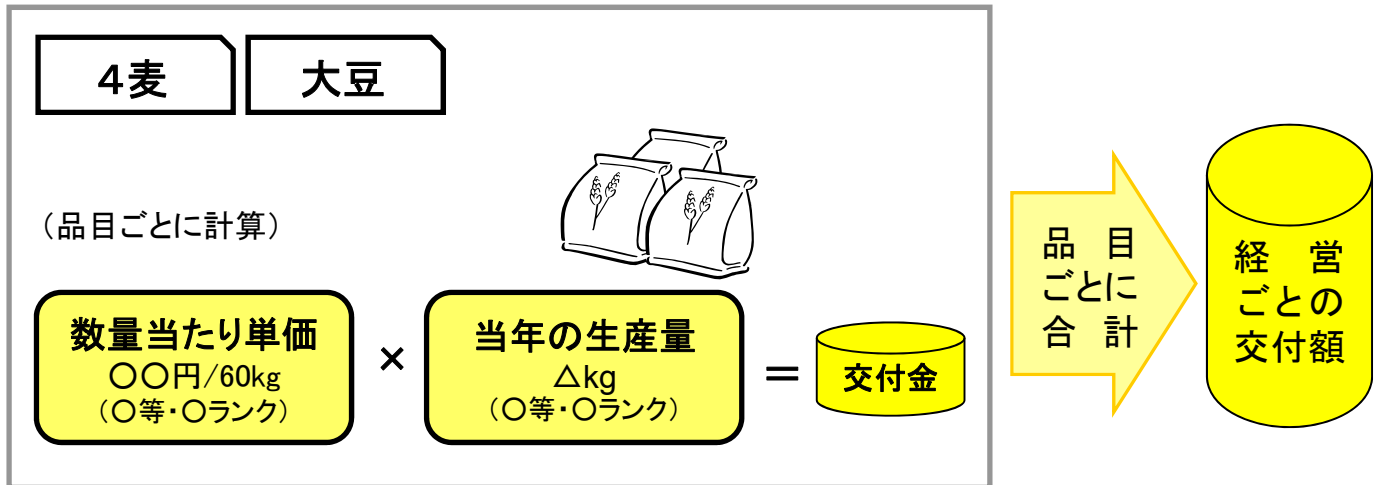
※ 19年以降、生産調整が拡大されたり新規参入をしたことにより、過去の生産実績がない場合は、別途支援が行われます。（P14参照）

② 毎年の生産量・品質に基づく交付金（成績払）

○ 成績払については、対象品目ごとに数量当たりの単価と当年の生産量を掛け合わせ、全品目の合計が交付額となります。

数量当たりの単価は、

- ・ 品質に応じた格差を設定します。



<数量当たり単価（全国一律）>

(円/単位量)

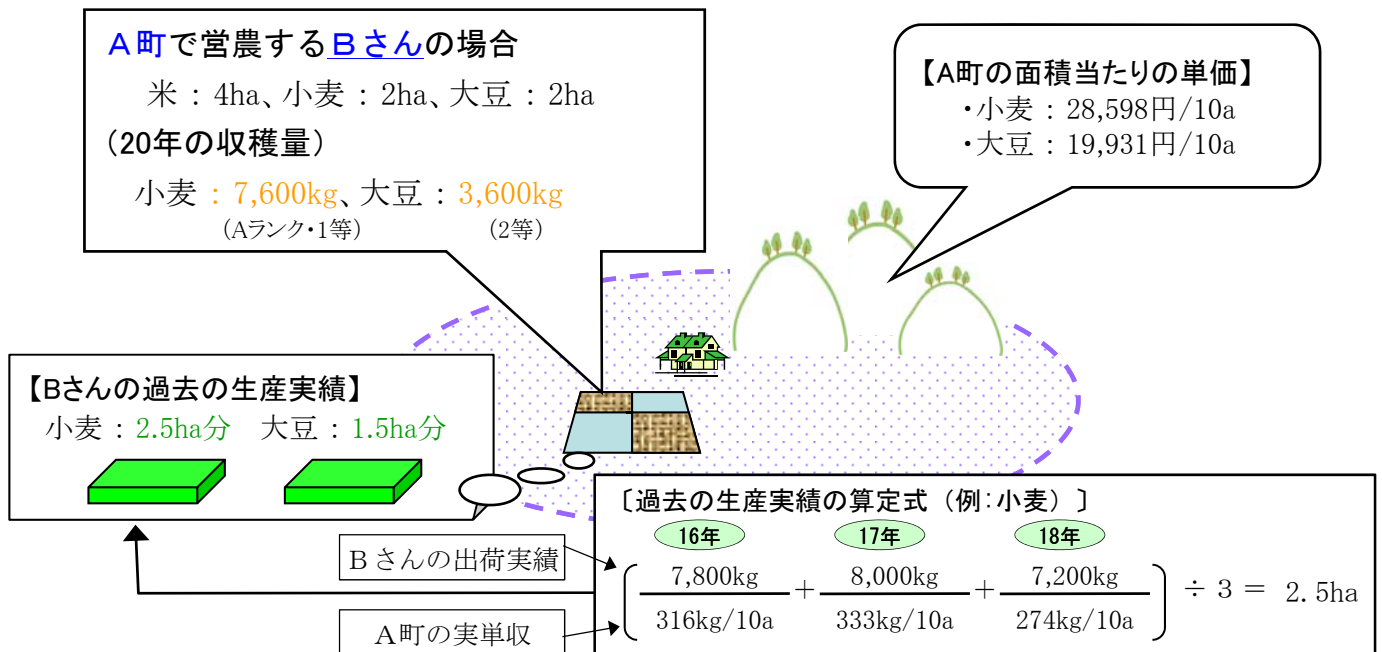
品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦 (60kg当たり)	2,110	1,610	1,460	1,402	950	450	300	242
二条大麦 (50kg当たり)	1,671	1,254	1,129	1,079	705	288	163	113
六条大麦 (50kg当たり)	1,642	1,225	1,100	1,048	676	259	134	82
はだか麦 (60kg当たり)	2,305	1,805	1,655	1,572	1,145	645	495	412

(円/60kg)

品質区分 (等級)	銘柄等大豆				小粒化等大豆
	1等	2等	3等	特定加工用	1～3等
大豆	3,168	2,736	2,304	1,872	1,872

③ 生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払） のモデル試算例

- ○○県A町で営農するBさん（米4ha、小麦2ha、大豆2ha）の場合の試算例。
- この例では、Bさんは**1,445千円**の交付金が受け取れます。



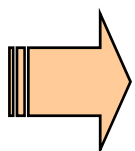
<固定払>

	A町の面積当たり単価		過去の生産実績	=		Bさんへの支払額
小麦	28,598円/10a	×	2.5ha分	=	715千円	1,014千円
大豆	19,931円/10a	×	1.5ha分	=	299千円	

面積単価は市町村ごとに定められています。

<成績払>

	数量当たり単価		その年の生産量	=		Bさんへの支払額
小麦	2,110円/60kg (Aランク・1等)	×	7,600kg	=	267千円	431千円
大豆	2,736円/60kg (2等)	×	3,600kg	=	164千円	

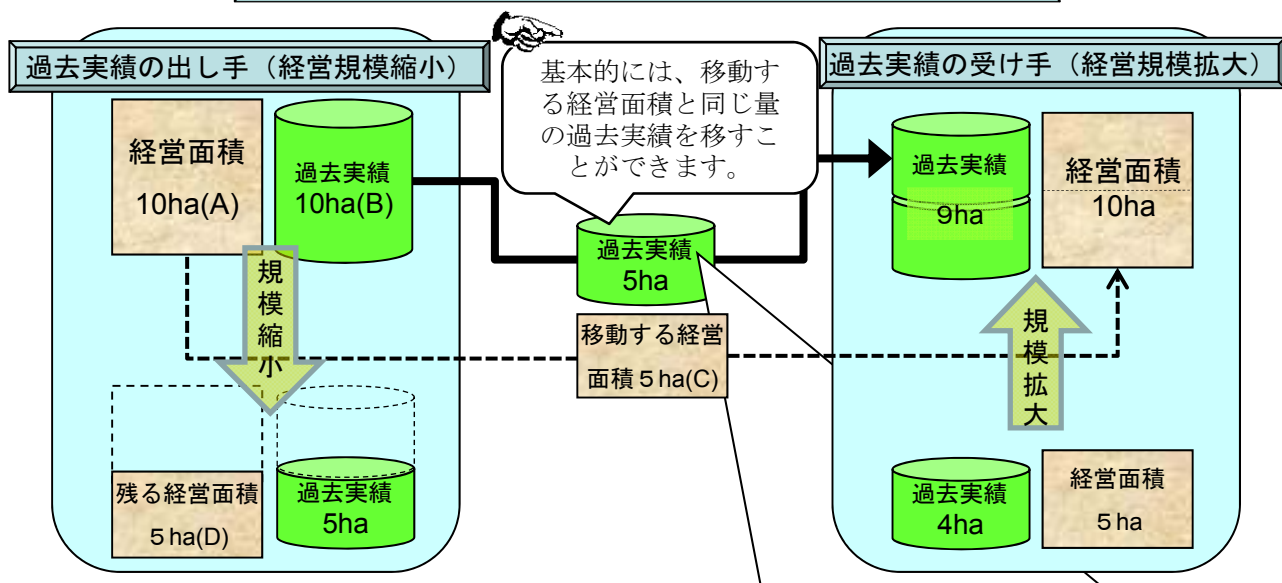


このケースでは、合計で **1,445千円** の交付金が受け取れます。

④ 過去の生産実績の移動

- 過去の生産実績は、平成16～18年の間に麦・大豆等を生産した方が保有しています。
しかし、生産した方に保有を限定すると、これから、麦・大豆を生産する方や、作付けを拡大して交付金を必要とする方に交付金を交付することができなくなってしまいます。
- このため、**過去の生産実績を保有する方から、経営を引き継ぐ**（田畑を買い受ける、借りる、農作業を受託する）場合には、**過去の生産実績も移動することができます。**
- 移動する過去の生産実績の量（面積）は、**基本的には、移動する経営面積と同じ量**となりますが、
 - ① **移動できる過去の生産実績にも、**
 - ② **出し手に残すことができる過去の生産実績にも、**
 それぞれ、**上限**が決められており、上限の範囲内で任意に決めることができます。

過去の生産実績の移動のイメージ



- ① 移動できる過去の生産実績の上限は、基本的には移動する経営面積と同じ量ですが、出し手の過去実績が経営面積よりも大きい場合には、

$$\left[\frac{\text{【出し手の経営面積に占める過去実績の割合】}}{\text{【移動する経営面積】}} \right] \times \text{【移動する経営面積】}$$
 が上限になります。

$$\frac{\text{過去実績 (B)}}{\text{経営面積 (A)}} \times \text{移動する経営面積 (C)}$$

- ② 出し手に残すことができる過去の生産実績の上限は、基本的には出し手に残る経営面積と同じ量ですが、出し手の過去実績が経営面積よりも大きい場合には、

$$\left[\frac{\text{【出し手の経営面積に占める過去実績の割合】}}{\text{【残る経営面積】}} \right] \times \text{【残る経営面積】}$$
 が上限になります。

$$\frac{\text{過去実績 (B)}}{\text{経営面積 (A)}} \times \text{残る経営面積 (D)}$$

過去実績の移動の計算や方法などでお悩みの場合は、お気軽に農政事務所等にご相談ください。

⑤ 過去の生産実績がない場合に対する支援 (作付拡大条件不利補正交付金)

- **経営規模の拡大**や**米の生産調整の拡大**などに伴って作付拡大を行う場合、固定払相当額を麦、大豆の**拡大面積**に応じて助成します。

<助成単価及び助成額の算出方法>

$$\text{助成額} = \text{助成対象面積} \times \text{作目ごとの助成単価}$$

(円/10a)

小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆
27,600	20,900	18,200	23,600	20,200

助成単価は、原則として全国一律とします。

<対象となるケースと助成対象面積の基本的な考え方>

① 新規参入

17年産以降に新規参入を行った者の当該年産の麦・大豆の作付面積の合計

② 米の生産調整の拡大への対応

当該年産の麦・大豆の作付面積の合計から、18年産の麦・大豆等の作付面積の合計を除いた面積

③ 経営規模の拡大

当該年産の麦・大豆の作付面積の合計から、18年産の麦・大豆等の作付面積の合計を除いた面積

④ 調整水田等不作付地への新規作付

18年産における調整水田等の不作付地に、麦・大豆を新規作付した面積の合計

<助成を受けるための主な要件>

- ① 播種前契約の締結等により、需要に応じた生産を実施していること
- ② 低コスト生産を行うこと
- ③ 捨て作りを行わないこと

<助成を受けるための申請先>

地域水田農業推進協議会または地域担い手育成総合支援協議会等

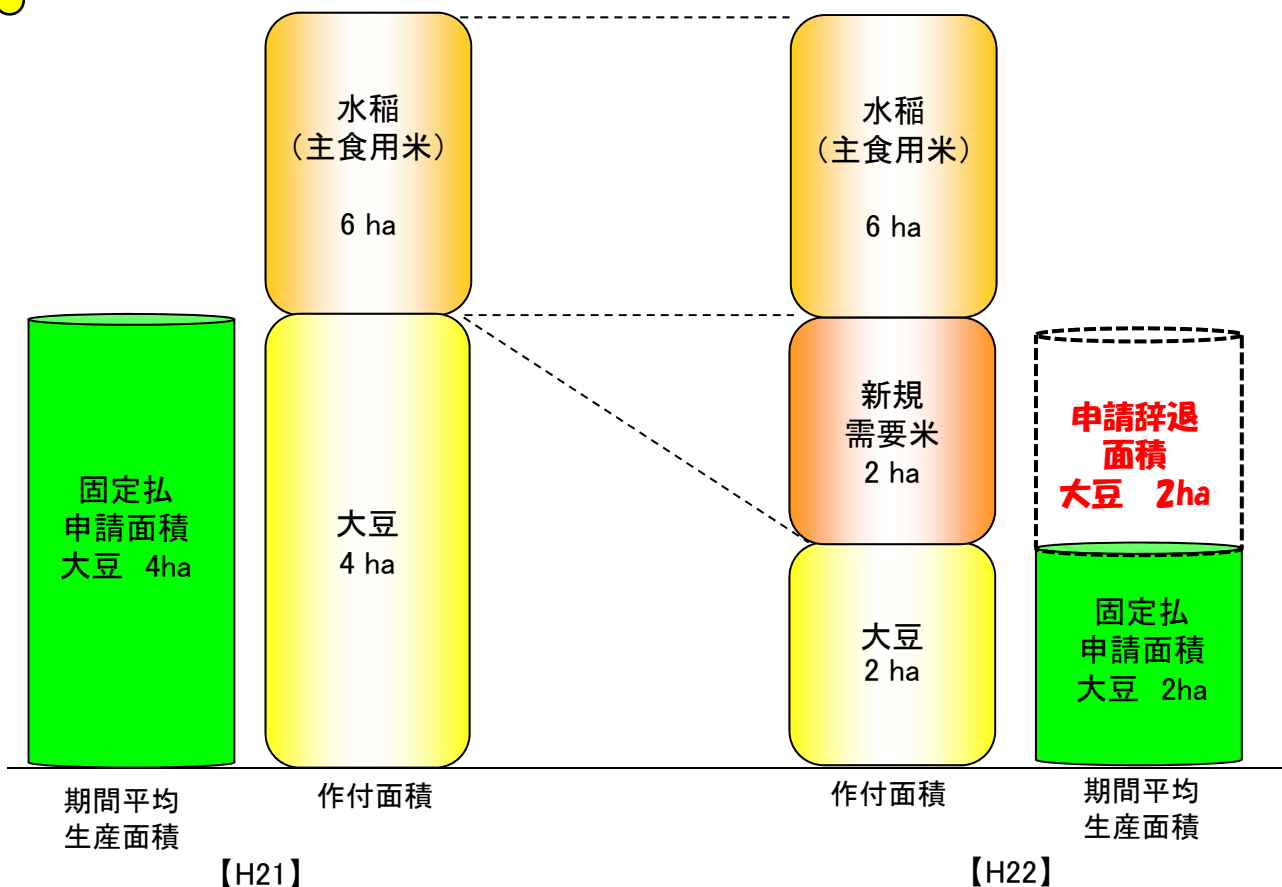
(申請先は地域によって異なりますので、市町村やJAにお問い合わせください。)

⑥ 過去の生産実績に基づく交付金(固定払)の辞退

- 戸別所得補償モデル対策の水田利活用自給力向上事業では、新規需要米を作付した方には、8万円/10aを助成することとしています。
- ただし、**固定払の交付を受けている方が、この助成を受けるために麦・大豆から新規需要米に作付転換した場合には、作付転換分の固定払を辞退**することとしています。

固定払交付申請時に作付転換面積相当を辞退するイメージ

【例】大豆を2ha減らし、新規需要米に作付転換



- 固定払を受けている方が、麦・大豆から新規需要米に作付転換して水田利活用自給力向上事業の助成を受ける場合は、同事業で定めている様式「**経営所得安定対策固定払交付辞退申告書**」を固定払の交付申請時に提出して下さい。
- 辞退を申出た後、新規需要米への転換面積が変わっても、原則として固定払の追加交付・返納手続きは行いません。
- **固定払を辞退しても、保有する期間平均生産面積は減少しません。**

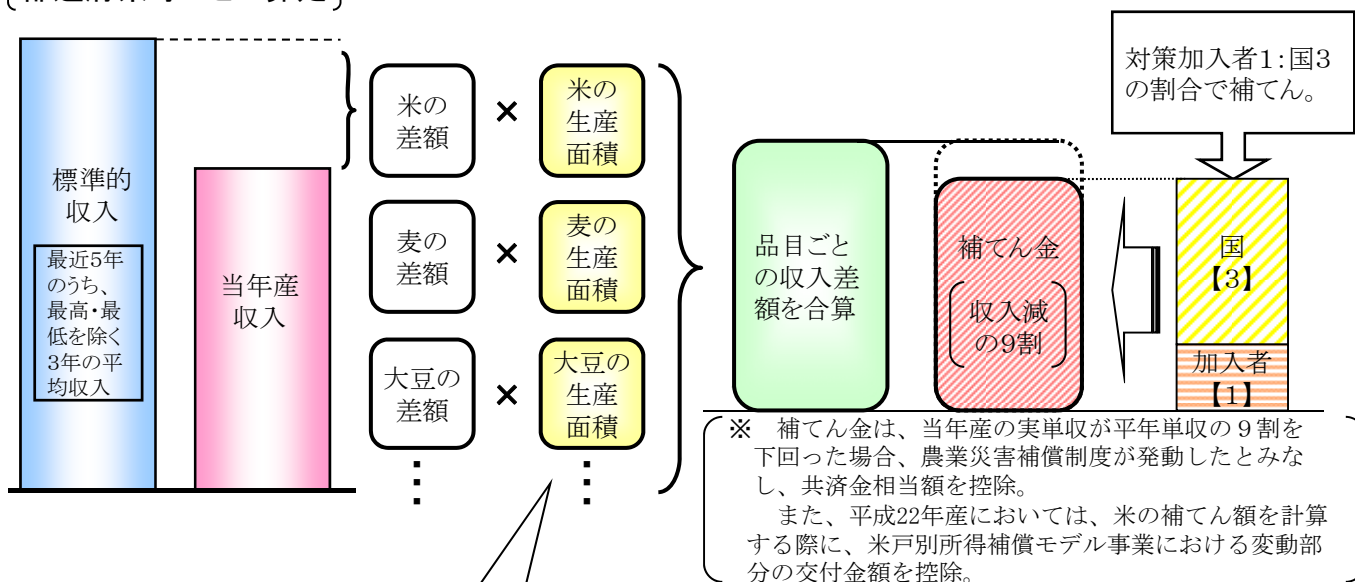
(2) 収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）

- 対策加入者の**収入減少による農業経営への影響を緩和**するため、米、麦、大豆等の販売収入の合計額が、標準的収入より下がった場合に、その**差額の9割を補てん**します。
- 補てんを受けるには、**対策加入者も**予め一定額の**積立金を拠出**（**20%の収入減少に備えた額が上限。**）する必要があります。

$$\text{補てん金} = (\text{標準的収入} - \text{当年産収入}) \times 0.9$$

- **米、麦、大豆**の3品目が対象（ただし、ビール麦、黒大豆、種子用の米・麦・大豆は支援対象外）です。

〔都道府県等ごとに算定〕



当年産の生産実績数量（対策加入者ごと）÷ 当年産の実単収（都道府県等ごと）

<補てん金の対象となる生産実績数量について（米穀）>

米穀については、生産数量目標（農業者間調整等後の確定数量）の範囲内で、農産物検査3等以上のもの（種子は除く）で主食用として収穫年の翌年の3月31日までに、

- ① 対策加入者がJAや集荷業者に販売、又は販売を委託して出荷したもの
- ② 対策加入者又は対策加入者から委託を受けた者（JAや集荷業者以外）

が、消費者等に販売することとしたものが対象です。

※なお、米穀以外の対象品目の生産実績数量は、成績払と同じ範囲です。

収入減少影響緩和対策（収入減少補てん） のモデル試算例

- A町で営農するBさん（米4ha、小麦2ha、大豆2ha）について、米・小麦の価格が10%下落、大豆の価格が10%上昇、米・麦・大豆の収量に変動がなかった場合の試算例。
- この例では、Bさんは**142千円の拠出**で、**504千円の補てん**が受けられます。
- また、収入減少による補てんが行われなかった積立金（2万円）については、翌年以降の収入減少に備えた積立てとなります。

A町で営農するBさんの場合

米：4ha、小麦：2ha、大豆：2ha
(当年産収穫量)
米：21,000kg、小麦：7,600kg、大豆：3,600kg
(1等) (Aランク・1等) (2等)

【A町のデータ】

標準的収入(5中3)

・米：140千円/10a
・小麦：15千円/10a
・大豆：21千円/10a

当年産収入

・米：126千円/10a
・小麦：13千円/10a
・大豆：23千円/10a

【A町のデータ】

当年産実単収(〇〇県)

・米：525kg/10a
・小麦：380kg/10a
・大豆：180kg/10a

<加入時の対策加入者の拠出額>

拠出額 = 品目ごとの「標準的収入 × 生産予定面積」の合計 × 10% × 9割 × 1/4

米	140千円/10a	× 4ha =	5,600千円	} × 10% × 9割 × 1/4	Bさんの拠出額	
小麦	15千円/10a	× 2ha =	300千円			
大豆	21千円/10a	× 2ha =	420千円			
					拠出額	142千円

(注) 10%の減収に備えた積立額を拠出する場合です。

また、対策加入者1:国3の割合で補てんするので、補てん原資の1/4が対策加入者の拠出額となります。

<収入減少が起きたときの補てん額>

$$\text{補てん額} = \text{品目ごとの「収入増減額} \times \text{生産面積」の合計} \times 9割$$

$$\text{米} \quad \blacktriangle 14\text{千円}/10\text{a} \quad \times \quad 4\text{ha} \quad = \quad \blacktriangle 560\text{千円}$$

$$\text{小麦} \quad \blacktriangle 2\text{千円}/10\text{a} \quad \times \quad 2\text{ha} \quad = \quad \blacktriangle 40\text{千円}$$

$$\text{大豆} \quad 2\text{千円}/10\text{a} \quad \times \quad 2\text{ha} \quad = \quad 40\text{千円}$$

$$\text{合計} \quad \blacktriangle 560\text{千円} \quad \times \quad 9割 \quad \text{Bさんの補てん額}$$

国からの交付金:378千円
積立金の返納額:126千円

補てん額 **504千円**

補てんが行われなかった積立金16千円(142千円-126千円)は、翌年以降の収入減少に備えた積立てとなります。

上記の補てん額の算定に用いたデータ

1 A町の品目ごとの収入増減額

$$\text{米} \quad \dots \quad 126\text{千円}/10\text{a} \quad - \quad 140\text{千円}/10\text{a} \quad = \quad \blacktriangle 14\text{千円}/10\text{a}$$

$$\text{小麦} \quad \dots \quad 13\text{千円}/10\text{a} \quad - \quad 15\text{千円}/10\text{a} \quad = \quad \blacktriangle 2\text{千円}/10\text{a}$$

$$\text{大豆} \quad \dots \quad 23\text{千円}/10\text{a} \quad - \quad 21\text{千円}/10\text{a} \quad = \quad 2\text{千円}/10\text{a}$$

A町の当年産収入

A町の標準的収入

2 Bさんの品目ごとの生産面積

$$\text{米} \quad \dots \quad 21,000\text{kg} \quad \div \quad 525\text{kg}/10\text{a} \quad = \quad 4\text{ha}$$

$$\text{小麦} \quad \dots \quad 7,600\text{kg} \quad \div \quad 380\text{kg}/10\text{a} \quad = \quad 2\text{ha}$$

$$\text{大豆} \quad \dots \quad 3,600\text{kg} \quad \div \quad 180\text{kg}/10\text{a} \quad = \quad 2\text{ha}$$

Bさんの当年産収穫量

A町の当年産実単収

6. 対策の加入手続等

22年産のスケジュール

	申請手続	支払時期
22年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・21年産収入減少補てん交付申請 (4/1~4/30) ・対策加入申請 (全品目) (4/1~6/30) ・収入減少補てん積立申出 (全品目) (4/1~6/30) ・固定払交付申請 (4/1~9/30) ※1 	収入減少補てん 交付金 (21年産)
5月		
6月		
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・収入減少補てん積立金納付期限 (7/31) 	固定払交付金
8月		
9月		
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・成績払交付申請 (麦) ※2 	成績払交付金 (麦)
11月		
12月		
23年1月		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・成績払交付申請 (麦以外) (~3/5) 	成績払交付金 (麦以外)
3月		

※1 固定払の交付申請期限は9月30日までですが、4月1日以降早めに申請いただくことで交付金の早期支払が可能です。

2 麦の成績払は11月末までに申請いただくことで、交付金の年内支払が可能です。また、大豆と合わせて年明けに申請することも可能ですが、その場合交付金の支払は大豆と同時期となります。

- 申請用紙や記入例は、農政事務所等に用意してあります。
- 書類の作成・準備等に当たっては、関係機関が支援しますので、市町村、農協、担い手協議会等に御相談ください。
- 農協等を通じて手続を行うこともできます。

加入申請手続

- 加入申請には、以下の書類が必要になります。

認定農業者の場合

◎加入申請書

◎農業経営改善計画認定書（写）

◎共済細目書（写）、農地基本台帳（写）など規模要件を満たしていることが確認できる書類

→ 継続加入の場合、2年目以降提出を省略できます。

集落営農組織の場合

◎加入申請書

◎法人化等計画書

◎定款又は規約（写）

◎特定農用地利用規程認定書（写）等（特定農業団体の場合）

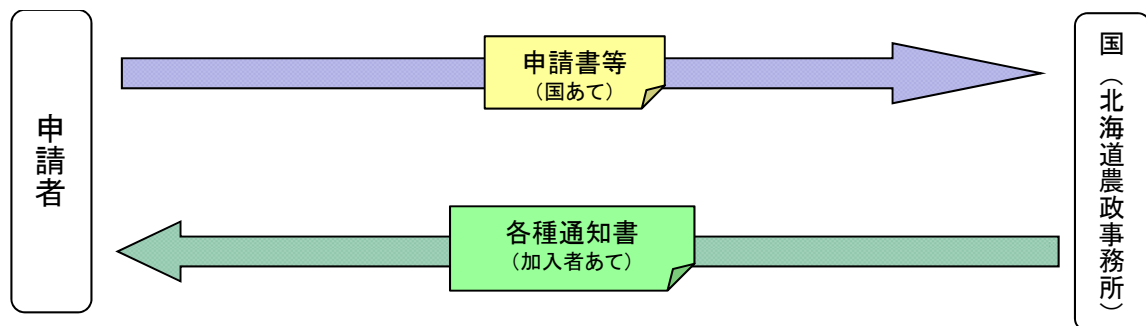
◎共済細目書（写）、農地基本台帳（写）など規模要件を満たしていることが確認できる書類

→ 継続加入の場合、2年目以降提出を省略できます。

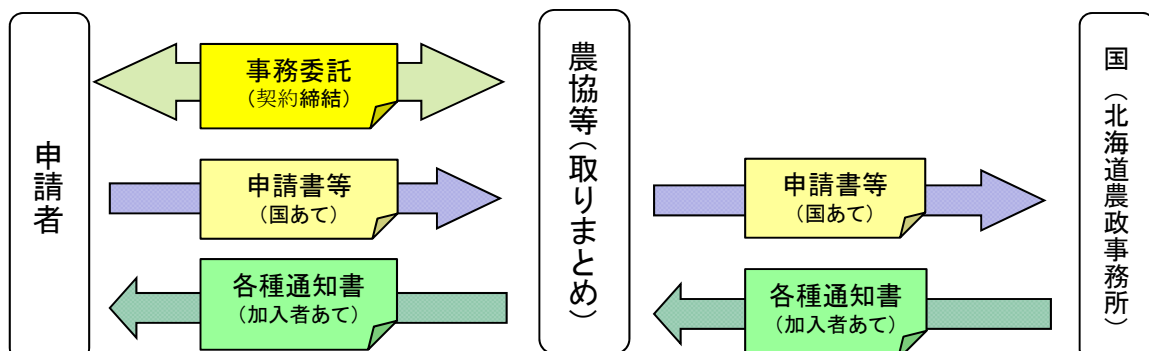
◎法人化計画等取組状況報告書（2年目以降提出してください。）

- 申請等の手続は、農政事務所で行っていただくほか、農協等に委託することもできます（代理申請）。

～ 申請者自らが手続を行う場合 ～



～ 代理申請の場合～



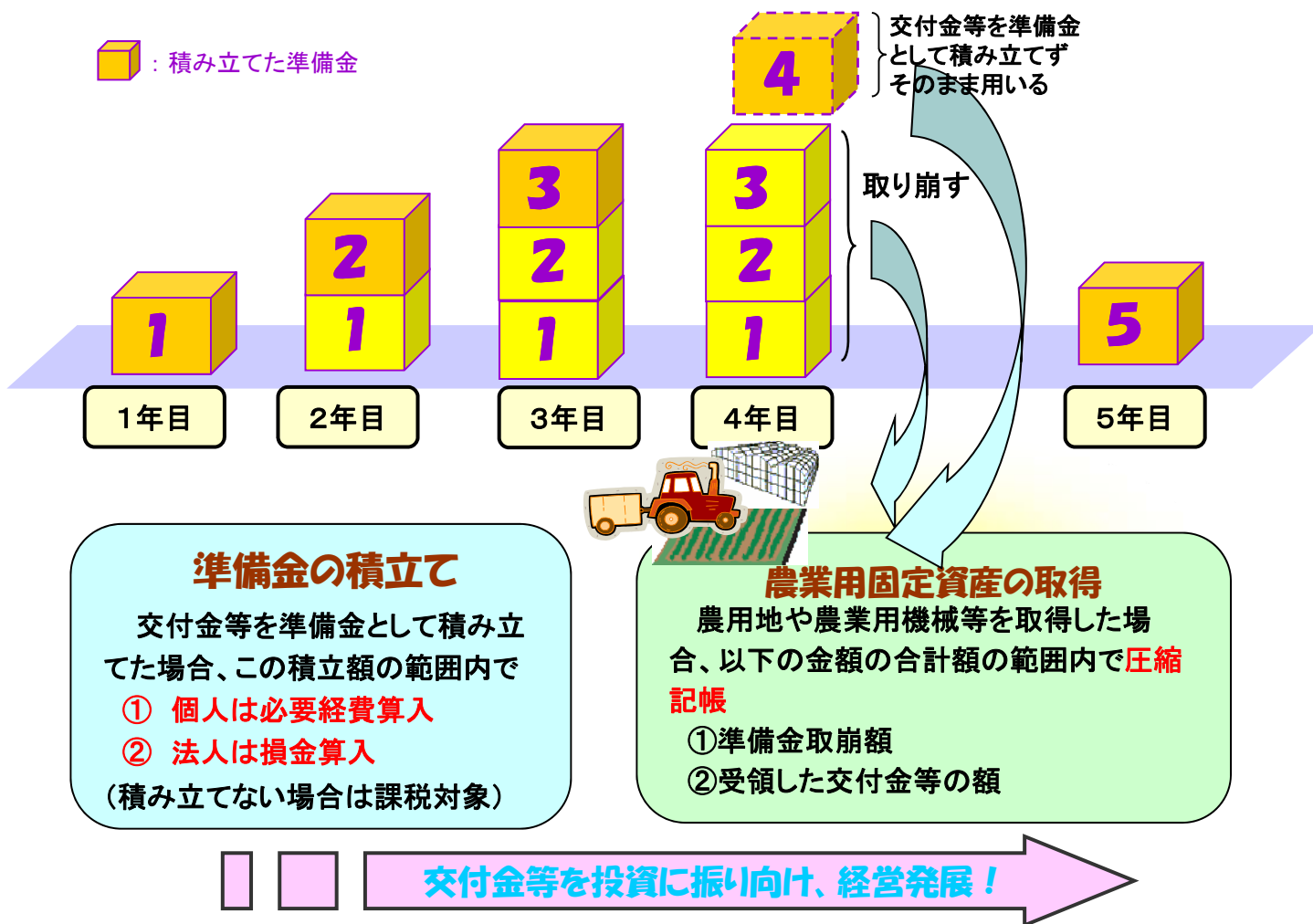
7. 農業経営基盤強化準備金制度

- **認定農業者**や**特定農業法人**が、水田・畑作経営所得安定対策などの交付金や補助金※1を農業経営改善計画などに従い、**農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合**、この積立額を**個人は必要経費**に、**法人は損金**に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金等をそのまま用いて、農用地や農業用機械等の**固定資産を取得した場合**、**圧縮記帳**※2できます。
- 特例を受けようと思う方は、一定の方法で記帳※3し、**確定申告を青色申告で行う**必要がありますので、ご注意ください。

※1 農業経営基盤強化準備金制度は、水田・畑作経営所得安定対策のほか、戸別所得補償モデル対策の交付金や農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援）の交付金や補助金も対象となります。

※2 圧縮記帳とは、交付金等により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費（損金）に算入することにより、その年（事業年度）の課税事業所得（所得）を減額する方法です。

※3 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。



（注意事項等）

- ① 特例の適用を受けるためには、確定申告の書類に農林水産大臣の証明書を添付する必要があります。農林水産大臣の証明書は農政事務所で発行します。詳しくは、農政事務所などにお問い合わせください。
- ② 積立てから5年を経過したものは、順次、総収入金額（益金）に算入されます。

「水田・畑作経営相談窓口」一覧

「水田・畑作経営相談窓口」（愛称：**農政安心ダイヤル**）では、水田経営所得安定対策のほか、認定農業者制度、担い手支援施策等、国の制度や施策に関するご相談・ご要望を受け付けています。農業経営に関する個別のご相談も含め、お気軽にご連絡ください。

都道府県名	相談窓口	電話番号	FAX番号
青森県	青森農政事務所農政推進課	017-777-3512	017-775-2190
岩手県	岩手農政事務所農政推進課	019-624-1125	019-654-2940
宮城県	東北農政局担い手育成課	022-221-6241	022-217-4180
		022-221-6179	
秋田県	秋田農政事務所農政推進課	018-862-5720	018-862-5689
山形県	山形農政事務所農政推進課	023-622-7247	023-622-7256
福島県	福島農政事務所農政推進課	024-534-4145	024-534-5253
茨城県	茨城農政事務所農政推進課	029-221-5501	029-221-2147
栃木県	栃木農政事務所農政推進課	028-633-3314	028-633-3401
群馬県	群馬農政事務所農政推進課	027-221-1417	027-221-1827
埼玉県	関東農政局担い手育成課	048-740-0113	048-601-0533
千葉県	千葉農政事務所農政推進課	043-224-5617	043-227-7270
東京都	東京農政事務所農政推進課	03-3214-7321	03-3214-7332
神奈川県	神奈川県農政事務所農政推進課	045-211-7175	045-212-9031
山梨県	山梨農政事務所農政推進課	055-226-6611	055-232-4478
長野県	長野農政事務所農政推進課	026-233-2990	026-233-1588
静岡県	静岡農政事務所農政推進課	054-246-6121	054-246-3337
新潟県	新潟農政事務所農政推進課	025-228-5281	025-223-2274
富山県	富山農政事務所農政推進課	076-441-9307	076-441-9326
石川県	北陸農政局担い手育成課	076-232-4343	076-232-5824
福井県	福井農政事務所農政推進課	0776-36-1790	0776-36-2314
岐阜県	岐阜農政事務所農政推進課	058-271-4044	058-274-0656
愛知県	東海農政局担い手育成課	052-201-7271	052-218-2793
三重県	三重農政事務所農政推進課	059-228-3151	059-225-9694
滋賀県	滋賀農政事務所農政推進課	077-522-4273	077-523-1824
京都府	近畿農政局担い手育成課	075-414-9101	075-414-9030
大阪府	大阪農政事務所農政推進課	06-6943-9691	06-6944-1208
兵庫県	兵庫農政事務所農政推進課	078-331-9951	078-331-2550
奈良県	奈良農政事務所農政推進課	0742-23-2863	0742-22-4159
和歌山県	和歌山農政事務所農政推進課	073-436-3832	073-436-0914
鳥取県	鳥取農政事務所農政推進課	0857-22-3131	0857-27-9672
島根県	島根農政事務所農政推進課	0852-25-4490	0852-27-0641
岡山県	中国四国農政局担い手育成課	086-224-9414	086-232-7225
広島県	広島農政事務所農政推進課	082-228-9483	082-285-4956
山口県	山口農政事務所農政推進課	083-922-5405	083-928-0736
徳島県	徳島農政事務所農政推進課	088-622-6132	088-626-2091
香川県	香川農政事務所農政推進課	087-831-8151	087-833-7291
愛媛県	愛媛農政事務所農政推進課	089-932-1189	089-932-1872
高知県	高知農政事務所農政推進課	088-872-0514	088-872-7531
福岡県	福岡農政事務所農政推進課	092-282-9966	092-281-3202
佐賀県	佐賀農政事務所農政推進課	0952-23-3136	0952-23-3143
長崎県	長崎農政事務所農政推進課	095-845-7132	095-845-7183
熊本県	九州農政局担い手育成課	096-353-7628	096-324-1439
		096-353-7413	
大分県	大分農政事務所農政推進課	097-532-6148	097-532-6135
宮崎県	宮崎農政事務所農政推進課	0985-22-3184	0985-27-2035
鹿児島県	鹿児島農政事務所農政推進課	099-226-8590	099-226-4791
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局経営課	098-866-1628	098-860-1179